

公的研究費等の不正使用に関する調査結果について

1. 経緯・概要

調査対象者については、外部からの情報提供により、寄附金の受入れに関する疑義が生じたため、公益通報制度に準ずる取扱いとして調査を行ったところ、懲戒事由に該当する可能性が認められる状況となった。そのため、令和6年9月26日付で、「国立大学法人琉球大学職員懲戒等規程（平成27年7月2日制定）」に基づき、教員懲戒委員会の下に調査委員会を設置した。同年10月17日付で、同調査委員会が調査対象者に対し、懲戒該当事由に該当するか否かに関する質問のほか、公的研究費の不正使用の有無について書面による照会を行った。これに対して、同年10月29日付で、調査対象者から代理人弁護士を通じ、寄附金3件の不正使用及び私的流用をしていた旨の書面回答があった。

これを受け、同年11月7日付で、「国立大学法人琉球大学における公的研究費の不正に係る調査の手續等に関する取扱規程（平成27年3月24日制定）」（以下「規程」という。）第5条に基づき、教員懲戒委員会とは別に、公的研究費等の不正使用に関する調査の実施及び調査委員会（以下「本調査委員会」という。）の設置が決定された。本調査委員会において、会計書類が保存されている平成29年度以降の支出について確認作業を行いつつ、支出先関係者に聴き取り調査を実施した。その結果、令和3年度から令和5年度の科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）についても、不正使用があった疑いが濃厚となった。

これを踏まえ、令和7年3月12日付で、規程第4条に基づき、科研費の不正使用に係る予備調査委員会を設置し、予備調査を実施した。さらに、その結果を受け、同年3月26日付で、規程第5条に基づき、前記本調査委員会とは別に、科研費の不正使用に関する調査の実施及び調査委員会（以下「科研調査委員会」という。）の設置が決定された。

なお、本調査委員会においては、調査対象の件数及び支出先関係者が相当数に上ること、また、調査対象者が健康上の理由により聴き取り調査に応じることが困難な状況にあることから、調査には相当の時間を要することが見込まれた。他方、科研費については、調査対象の件数及び支出先関係者が比較的少数であることから、本調査委員会による調査とは切り離し、科研費に限定して本調査を実施することとしたものである。

2. 調査

2-1. 調査体制

規程第6条に基づき構成された本調査委員会（学内委員7名、学外委員1名）及び科研調査委員会（委員は本調査委員会と同じ）において、調査を実施した。

なお、4月10日付で、会計業務に精通する者及び関係者へ聴き取り調査を行っている者を内部委員として追加した。

委員長	名嘉村 盛和	琉球大学 理事	(内部委員)
委員	島居 剛志	琉球大学 理事	(内部委員) ○

委員	吉本 靖	琉球大学 国際地域創造学部長・教授	(内部委員)
委員	宮尾 徹	琉球大学 大学院法務研究科・教授	(内部委員)
委員	岩切 宏友	琉球大学 教育学部・教授	(内部委員)
委員	金城 徹	琉球大学 知創推進部・部長	(内部委員) ○
委員	金城 光彦	琉球大学 財務部・部長	(内部委員) ○
委員	宮城 健吾	みやぎ法律事務所 弁護士	(外部委員)

※ ○印は、令和7年4月10日に追加された委員

※ 職名は、現在のもの

2-2. 調査内容

(1) 調査期間

- ア. 本調査委員会：令和6年11月7日（木）～令和8年1月9日（金）
- イ. 科研調査委員会：令和7年3月27日（木）～令和7年8月13日（水）

(2) 調査対象者

- ア. 本調査委員会：元 国際地域創造学部教授 荒川 雅志（令和6年9月30日付辞職）
- イ. 科研調査委員会：上記と同じ

(3) 調査対象経費

- ア. 本調査委員会：平成29年度から令和6年度までの間において、調査対象者に対して配分された科研費を除く全ての研究経費
- イ. 科研調査委員会：令和3年度から令和6年度までの間において、調査対象者に対して配分された全ての科研費

(4) 調査方法・手順

本調査委員会及び科研調査委員会においては、次の①～④により調査を行った。

- ①会計書類の精査
- ②上記①において、疑義が生じた支出先関係者からの聴き取り調査
- ③上記②の支出先関係者から提出された資料の精査
- ④調査対象者への書面照会（健康上の理由により聴き取り調査ができなかったため）

(5) 調査委員会の開催日時・内容

ア. 本調査委員会

第1回調査委員会（令和6年12月19日 15:00～16:00）

- ・ 事案の概要及び調査対象者の教員懲戒調査委員会宛て回答の確認
- ・ 今後の調査方針等の確認

- 第2回調査委員会（令和7年2月4日 14:00～15:00）
- ・支出先関係者からの聴き取り調査内容の共有
 - ・今後の調査方針等の確認
- 第3回調査委員会（令和7年3月27日 15:00～16:00）
- ・支出先関係者からの聴き取り調査内容の共有
 - ・今後の調査方針等の確認
- 第4回調査委員会（令和7年5月20日 14:00～15:00）
- ・支出先関係者からの聴き取り調査内容の共有
 - ・調査対象者に対する書面調査内容の確認
 - ・今後の調査方針等の確認
- 第5回調査委員会（令和7年6月17日 14:00～14:30）
- ・支出先関係者からの聴き取り調査内容の共有
 - ・書面調査に対する代理人弁護士からの回答内容の確認
 - ・今後の調査方針等の確認
- 第6回調査委員会（令和7年7月2日 16:42～17:10）
- ・学長への中間報告内容の審議
 - ・調査進捗状況の報告
 - ・今後の調査方針等の確認
- 第7回調査委員会（令和7年9月19日 15:30～17:00）
- ・当該教員に対して追加で照会を行う事項の検討
 - ・今後の調査方針等の確認
- 第8回調査委員会（令和7年11月21日 9:30～10:45）
- ・支出先関係者からの聴き取り調査内容の共有
 - ・書面調査(第2回)に対する代理人弁護士からの回答内容の確認
 - ・公的研究費の不正使用の認定について審議
- 第9回調査委員会（令和8年1月9日 10:00～11:30）
- ・調査報告書（案）の内容確定に係る審議

イ．科研調査委員会

- 第1回調査委員会（令和7年5月20日 13:30～14:00）
- ・支出先関係者からの聴き取り調査内容の共有
 - ・予備調査結果の確認
 - ・調査対象者に対する書面調査内容の確認
 - ・今後の調査方針等の確認
- 第2回調査委員会（令和7年6月17日 13:00～14:00）
- ・書面調査に対する代理人弁護士からの回答内容の確認
 - ・今後の調査方針等の確認

第3回調査委員会（令和7年7月2日 15:30～16:40）

- ・不正の認定及び報告（案）の審議

第4回調査委員会（令和7年8月4日～13日）

- ・報告書内容確定の審議（メール会議）

3. 調査結果

（1）不正行為の種別

本調査委員会においては、次の①、②、③の不正行為があったものと認定した。また、科研調査委員会においては、次の①及び③の不正行為があったものと認定した。

- ①実体のない指導・助言等に対する謝金の支出（以下「カラ謝金」という。）
- ②実体のない業務委託に基づく業務委託費の支出（以下「カラ業務委託」という。）
- ③上記①、②で支出された金銭の調査対象者への返金（以下「資金の還流」という。）

（2）不正行為を行ったと認定した調査対象者

本調査委員会及び科研調査委員会においては、次の者について不正行為を行ったと認定した。

元 国際地域創造学部教授 荒川 雅志

（3）不正行為の具体的な内容

動機、背景

本調査委員会及び科研調査委員会は、調査対象者の健康上の理由により、調査対象者に対して直接の聴き取り調査が実施できず、また、代理人弁護士を通じた書面調査においても、当時のことを覚えていない旨の回答がされたことから、不正行為に及んだ具体的な動機や経緯の詳細については、明らかとなっていない。

なお、調査対象者は、代理人弁護士を通じて、令和3年頃に生じた個人的な事情によって経済的に困窮したことが不正行為の主な動機である旨述べているが、調査対象者による不正行為は、平成29年度から行われていたことが認められることから、これは1つの要因に過ぎないものと考えられる。

手 法

上記（1）の①カラ謝金に関して、調査対象者は、研究者ではない学外関係者（以下「協力者」という。）から、専門指導・助言を受けることがないにも関わらず、実体のない架空の支出何や実施済報告書を作成・提出することにより、本学から協力者に対して謝金を支出させていた。

また、上記（1）の②カラ業務委託に関して、調査対象者は、協力者が代表を務める会社に架空の業務委託を請け負わせ、実体のない架空の業務完了報告書及び請求書を大学に提

出させ、当該業務委託に係る額を大学から協力者へ支払わせていた。

さらに、調査対象者は、これら架空の謝金に係る業務の実施及び業務委託に係る業務の完了に関して、調査対象者や協力者ではない他の学外関係者が作成した資料等を当該業務の成果物として、大学に提出する実施済み報告書や完了報告書に添付していた。その他にも、一部の業務委託では成果内容を確認できるのは調査対象者のみであるとして自身を検査職員に充てさせ、当該業務に係る完了の確認・検査を自らが行うなどしていた。

そのうえで、上記（１）の③資金の還流に関して、調査対象者は、一部の協力者に対し、当該協力者に支払われた金銭の全額もしくはその大部分を現金や銀行振り込みにより、調査対象者へ返金させていた。

使途・私的流用の有無

調査対象者は、代理人弁護士を通じて本学へ提出した文書において、生活費等の不足を理由として、当該金銭を自己に返金させていたことを認めており、これらの状況及び返金の態様・金額等を勘案すると、調査対象者による私的流用があったものと認定した。

（４）調査を踏まえた結論と判断理由

本学に保存している会計書類の精査、協力者への聴き取り調査及び協力者から提出された資料の精査等をおこなった。その結果、調査対象者は、カラ謝金及びカラ業務委託により本学から複数の協力者に金銭を支出させた後、一部の協力者には、協力者が受領した金銭の全部または大部分を調査対象者に返金させていたことが認められた。

また、調査対象者に対して実施した書面調査において、調査対象者は代理人弁護士を通じて、協力者に対して支出された謝金の一部については正当な支出も含まれていると思うとした上で、それ以外の謝金及び協力者が経営する会社に対して支出された業務委託費については不正使用であったことを自ら認めている。

調査対象者が正当な支出も含まれていると思うと回答した謝金について、調査対象者から本調査委員会に対して、具体的な説明やこれを裏付ける資料等の提出はされていない。一方、協力者からは、協力者への聴き取り調査において、調査対象者が大学に提出した謝金の実施済報告書に記載の業務は全く実施したことがないことや、大学から支払われた謝金は業務実体がないものであるとの供述と併せ、関連する資料を得ている。これらは、客観的資料とも合致しているうえ、協力者の説明する内容に不自然あるいは不合理な点も見当たらないことを考慮すると、謝金として支払われた業務内容については実施したことがないとする協力者の供述の信用性は高いと考えられる。

これらの事実等から、本学では、次の（５）不正に支出された研究費等の種類・金額・件数等のおり、謝金 6,160,000 円（23 件）及び業務委託費 6,497,350 円（5 件）の合計 12,657,350 円（28 件）について、公的研究費の不正使用があったと判断した。

(5) 不正に支出された研究費等の種類・金額・件数等

研究費等の種類 年度（費目）	不正使用額	不正件数
令和2年度（謝金）	460,000円	2件
令和3年度（謝金）	2,350,000円	8件
令和5年度（謝金）	700,000円	3件
〃〃（業務委託費）	490,000円	1件
令和6年度（謝金）	300,000円	1件
②科学研究費補助金	880,000円	3件
令和3年度（謝金）	300,000円	1件
令和4年度（謝金）	300,000円	1件
令和5年度（謝金）	280,000円	1件
③受託研究費	7,002,350円	9件
平成29年度（業務委託費）	2,088,800円	1件
平成30年度（業務委託費）	1,900,800円	1件
〃〃（謝金）	1,470,000円	6件
令和元年度（業務委託費）	1,542,750円	1件
②大学運営費（自主財源分）	475,000円	1件
令和4年度（業務委託費）	475,000円	1件
計	12,657,350円	28件

4. 不正行為の発生要因と再発防止策

(1) 発生要因

本学では、「研究倫理教育」及び「研究費公正執行教育」を実施し、3年度に一度の一斉受講を義務付けている。調査対象者もこれを受講し、コンプライアンスに関する誓約書も提出しているため、公的研究費に関する不正防止の重要性については十分認識していたはずである。それにも関わらず、調査対象者は、カラ謝金、カラ業務委託、資金の還流、さらには私的流用もしていたことから、調査対象者は研究者としての基本的な倫理観や教育研究費の不正使用に対する認識が著しく欠如していた。

また、調査対象者に係る謝金や業務委託の支出に際し、事務担当者は業務内容や成果物の確認を行っていたものの、調査対象者との関係性や業務運用上の制約等により、十分な実質的確認がなされないまま、形式的に書類が整っていることをもって支出を行っていた。こうした内部確認の実効性が十分でなかったことも、不正行為の発生を防止できなかった要因の1つと考えられる。

(2) 再発防止策

研究費不正の発生は、大学及び学術研究への国民の信頼を根底から揺るがしかねないことから、研究費不正の根絶に向け、次の取り組みを行う。

- ①文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」の遵守はもとより、コンプライアンス教育及び研究費の使用に関するルールや手続きの周知徹底をはかる。
- ②不正発生リスク要因を意識した管理・監査体制のさらなる強化をはかる。
- ③本件の重大性を踏まえ、強い危機感を全構成員が共有し、再発防止に向けた学長メッセージを発出する。